

日本郵政共済組合からのお知らせ

平成27年10月1日から標準報酬に 現物給与(社宅貸与)が含まれます

報酬の範囲

- 被用者年金制度一元化法が施行され、平成27年10月1日から報酬の範囲を厚生年金制度に合わせることとなり、通貨以外のもの(現物給与)も報酬に含まれます。
標準報酬算定の基礎となる報酬に含まれますので、価額を算出した上で他の給与等と合算し標準報酬が決定されることとなります。

【一元化前(～平成27年9月)】

○給与として支給されるもの



【一元化後(平成27年10月～)】

○労働の対償として受ける全てのもので通貨以外のものを含む

現物給与(社宅貸与)の価額の算出方法

- 現物給与として報酬に含まれる価額の算出方法等は、以下のとおりとなります。

居住面積(m²)÷1.65(1畳換算)×単価(都道府県ごと)－社宅利用料＝現物給与額

(※居住面積とは、居間・茶の間・寝室等の居住用スペースのことで、玄関・台所・トイレ・浴室・廊下等は除かれます。居住面積の算出にあたっては、簡便な算出方法によります。)

【簡便な算出方法】

※延べ面積×居住面積割合

社宅の延べ面積	居住面積割合
25㎡未満	41%
25㎡以上55㎡未満	56%
55㎡以上80㎡未満	62%
80㎡以上	66%



標準報酬に含まれる額(計算イメージ)

【例①】延べ面積:45㎡、勤務地:大阪(@1,620円)、社宅利用料14,800円の組合員
 $45\text{㎡}(\text{延べ面積}) \times 56\%(\text{居住面積率}) \div 1.65(1\text{畳換算}) \times 1,620\text{円}(\text{単価})$
 $- 14,800\text{円}(\text{社宅利用料}) = \underline{9,941\text{円}}(\text{標準報酬の算定に加算される額})$

【例②】延べ面積:64㎡、勤務地:東京(@2,590円)、社宅利用料32,800円の組合員
 $64\text{㎡}(\text{延べ面積}) \times 62\%(\text{居住面積率}) \div 1.65(1\text{畳換算}) \times 2,590\text{円}(\text{単価})$
 $- 32,800\text{円}(\text{社宅利用料}) = \underline{29,485\text{円}}(\text{標準報酬の算定に加算される額})$

(注)現物給与額がマイナスになる場合は、現物給与額は報酬に加算しません。

留意点

- 都道府県ごとの価額(一畳あたり)は厚生労働省の告示により定められております(下表参照)。
- 勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合は、勤務地であるA県の価額で計算します。

【都道府県ごとの 価額】

都道府県名	厚生労働省 告示価額	都道府県名	厚生労働省 告示価額	都道府県名	厚生労働省 告示価額
北海道	1,000	長野	1,150	岡山	1,270
青森	940	富山	1,200	広島	1,320
岩手	1,030	石川	1,250	山口	1,040
宮城	1,380	福井	1,160	徳島	1,100
秋田	1,010	岐阜	1,180	香川	1,130
山形	1,180	静岡	1,410	愛媛	1,080
福島	1,070	愛知	1,470	高知	1,050
茨城	1,270	三重	1,200	福岡	1,310
栃木	1,310	滋賀	1,360	佐賀	1,080
群馬	1,170	京都	1,670	長崎	1,070
埼玉	1,750	大阪	1,620	熊本	1,120
千葉	1,700	兵庫	1,460	大分	1,080
東京	2,590	奈良	1,170	宮崎	1,030
神奈川	2,070	和歌山	1,080	鹿児島	1,040
新潟	1,280	鳥取	1,110	沖縄	1,110
山梨	1,230	島根	1,030	(平成28年4月1日以降適用 厚生労働省告示価額)	

お問い合わせ先

日本郵政共済組合共済センター 標準報酬・任継担当
TEL:0120-97-8484(通話料無料平日9:00-18:00)